

令和4年12月26日

会員各位

近畿税理士会和歌山支部
支 部 長 石倉督斗

下記のとおり本会より周知依頼がございましたので、よろしくお願いたします。また、本会会員専用ホームページのTOPICSにも掲載されておりますのでご参照ください。

メール公文

近税4 第1359号
(情報 第44号)
令和4年12月8日

支 部 長 各 位

近畿税理士会

情報システム部長 坂井昭彦

相続税申告における「提出をお願いしている書類」の見直し等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、支部運営並びに本会会務運営に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国税庁から、税務行政のデジタル化の推進のため、相続税申告における「提出をお願いしている書類」の見直し等について、下記のとおり周知依頼がありました。

つきましては、支部会員への周知にご協力をお願い申し上げます。

なお、本会では、会員専用ホームページTOPICSにより周知していますので、併せて支部会員への周知をお願いします。

記

1. 「提出をお願いしている書類」の見直しについて

国税庁では、デジタル化の推進や、昨年税理士の皆様へ実施したアンケートで添付書類の提出に係る負担軽減を求める意見等を踏まえ、令和5年1月1日以後の相続税の申告手続における「提出をお願いしている書類」を大幅に見直され、「イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）（令和5年1月以降提出分）」の内、「Ⅲ I・Ⅱ以外で提出が可能な書類」については、添付を省略することが可能となりました。

また、令和5年5月には、添付書類に係る1回当たりのイメージデータ送信容量について、8MBから14MBに拡大することとしています。

2. 相続税の電子申告に係るアンケートの協力依頼について

国税庁では、相続税の電子申告の意見等を踏まえ、相続税のe-Taxについて利便性を向上するための課題把握に努めておりますので、アンケートにご協力をお願いします(掲載期間:令和4年12月1日から令和5年2月28日まで)。

(参 考) ※会員専用ホームページTOPICSにリンクを掲載しております。

- ・「イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）（令和5年1月以降提出分）」
- ・「相続税の電子申告に係るアンケート」

以上

イメージデータで提出可能な添付書類 (相続税申告)

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。

なお、添付書類の名称は、例示として掲げているものであり、送付する添付書類の名称が相違している場合であっても類似するものであれば、イメージデータにより提出することができます。

また、この一覧は、令和4年4月1日現在の法令に基づくものです。

I 法令上提出する必要がある書類

| 主な項目 | 添付書類の名称 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 e-Taxによる提出ができない申告書 | e-Taxにより提出ができない申告書 (以下「e-Tax未対応申告書」という。) は、イメージデータでの提出を可能としております。 e-Tax未対応申告書は「相続税申告等のe-Tax提出方法一覧」によりご確認ください (イメージデータにより提出が可能な帳票は、「PDF」と表示しています。) |
| 2 一般の場合 (3～5の特例等の適用を受けない場合) (相続税法第27条) | 次のいずれかの書類 (1) 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本 (相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの) (2) 図形式の法定相続情報一覧図の写し (子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り、) なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。 |
| 3 相続時精算課税適用者がある場合 (相続税法第27条) | ①上記2に掲げる書類 ②被相続人の戸籍の附票の写し (※) ※ 相続開始の日以後に作成されたものに限り、 |
| 4 配偶者の税額軽減の適用を受ける場合 (相続税法第19条の2) | ①上記2に掲げる書類 ②遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ③相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印したもの) ④申告期限後3年以内の分割見込書 (申告期限内に分割ができない場合) |
| 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合 (相続特別措置法第69条の4) | 【共通】 上記4に掲げる書類 |
| 5 【特定居住用宅地等】 ・被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 | 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類 ※ 特例の適用を受ける人が被相続人の配偶者である場合又はマイナンバー (個人番号) を有する者である場合には提出不要です。 |
| ・被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己等の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 | ①相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類 (※) ②相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ③相続開始の時に自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類 ※ 特例の適用を受ける人がマイナンバー (個人番号) を有する者である場合には提出不要です。 |
| ・被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されなかった宅地等について特例の適用を受ける場合 | ①被相続人の戸籍の附票の写し ②介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写しなど ③施設への入所時における契約書の写しなど |
| 【特定事業用宅地等】 ※ 特定事業用宅地等が一定の郵便局舎の敷地の用に供されている場合に限り、 | 総務大臣が交付した証明書 |
| 【特定同族会社事業用宅地等】 | ①法人の定款の写し ②法人の発行済株式の総数 (又は出資の総額) 及び被相続人等が有するその法人の株式の総数 (又は出資の総額) を記載した書類でその法人が証明したもの |
| 【貸付事業用宅地等】 ※ 貸付事業用宅地等が平成30年4月1日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものである場合に限り、 | 過去4年分の所得税青色申告決算書 (不動産所得用) の写しなど被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類 |

II I 以外で提出をお願いしている書類

| 主な項目 | 添付書類の名称 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 申告書作成時の検討内容を確認する書類 | ①相続税の申告のためのチェックシート ②税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕 |
| 2 相続財産の分割等に関する書類 | 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し（配偶者の税額軽減などの適用を受ける場合には、法令上提出する必要がある書類となります。） |
| 3 財産の評価に関する書類 | ①取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ②上場株式の評価明細書 ③登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書 ④土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 ⑤配偶者居住権等の評価明細書 ⑥一般動産及び船舶の評価明細書 ⑦定期借地権等の評価明細書 ⑧市街地農地等の評価明細書 ⑨山林・森林の立木の評価明細書 ⑩特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書 ⑪営業権の評価明細書 ⑫定期金に関する権利の評価明細書 ⑬信託受益権の評価明細書 ⑭実測図等の写し（地形図の分かるもの） ⑮評価方法の明細（その他の財産に係る評価） |
| 4 相続税額の2割加算が行われる場合 | ①遺言書の写し ②贈与契約書の写し |

Ⅲ I・Ⅱ以外で提出が可能な書類(添付書類は例示)

| 主な項目 | 添付書類の名称 |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 不動産に関する書類 | ①所有不動産を証明するもの(固定資産税評価証明書、登記事項証明書等)の写し ②賃貸借契約書の写し ③小作に付されている旨の農業委員会の証明書の写し など |
| 2 事業(農業)用財産に関する書類 | 資産・負債の残高表の写し など |
| 3 有価証券に関する書類 | ①証券、株券、通帳又はその預り証の写し ②配当金支払通知書(保有株数表示)の写し など |
| 4 現金・預貯金に関する書類 | ①預貯金・金銭信託等の残高証明書の写し ②預貯金通帳の写し など |
| 5 家庭用財産に関する書類 | 評価に当たって参考とした資料 |
| 6 生命保険金等に関する書類 | ①保険証券の写し ②支払保険料計算書の写し など |
| 7 退職手当金等に関する書類 | 取締役会議事録の写し など |
| 8 立木に関する書類 | ①立木証明書の写し ②森林経営計画書の写し ③森林簿の写し ④森林組合等の精通者意見の写し など |
| 9 その他の財産に関する書類 | ①借用証の写し ②会員証(券)の写し ③賃貸借契約書、通帳、領収書(控)の写し ④損害保険契約に係る保険証券の写し ⑤損害保険契約に係る支払保険料計算書の写し ⑥車検証の写し など |
| 10 債務に関する書類 | ①納付書の写し ②納税通知書の写し ③請求書の写し ④手形の写し ⑤賃貸借契約書の写し ⑥相続権利放棄申述の証明書の写し など |
| 11 葬式費用に関する書類 | ①領収証の写し ②請求書の写し など |
| 12 生前贈与財産の相続財産への加算に関する書類 | ①贈与証書の写し ②預貯金通帳の写し ③「教育資金」又は「結婚・子育て資金」の一括贈与に係る管理残額の写し など |
| 13 財産の評価に関する書類 | ①土地の賃貸借契約書の写し ②住宅地図の写し ③固定資産税評価証明書の写し ④納税通知書の写し ⑤不動産売買契約書の写し ⑥土地の現況写真 など |
| 14 小規模宅地等の特例の適用を受けるときに居住用の部分と貸付用の部分がある場合 | 賃貸借契約書の写し など |
| 15 障害者控除額がある場合 | 障害者手帳の写し など |

※法令により『登記事項証明書(不動産及び商業・法人)』の添付が規定されている手続については、申請者が記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細は [こちら](#) のページをご覧ください。

相続税の e-Tax に関するアンケート



<https://forms.gle/RGqWLtr2SNn3ZdZWA>

(掲載は令和5年2月28日まで)

(トップ画面)

今回のアンケートの目的は、相続税の e-Tax に関するご意見・ご要望を定量的に把握するとともに、解決すべき課題の優先順位を把握して、今後の利便性向上の取組に役立てていくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

アンケートは、5分(7~10問)程度で、選択肢の入力ができます。

この Google フォームによるアンケートは無記名方式です。

パケット通信料は、利用者負担となりますことをあらかじめご了承願います。

[次へ](#)

(画面1)

1-1 あなたの所属する税理士会の管轄国税局を選んでください。(必須)

- 札幌国税局
- 仙台国税局
- 関東信越国税局
- 東京国税局
- 金沢国税局
- 名古屋国税局
- 大阪国税局
- 広島国税局
- 高松国税局
- 福岡国税局
- 熊本国税局
- 沖縄国税事務所

1-2 あなたの年齢を次の中から選んでください。(必須)

- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70代以上
- 税理士法人

次～ (画面2～)

(画面2)

2-1 相続税申告は、この1年間でおおむね何件提出(被相続人ベース)されていますか？(提出方法は、電子・書面を問いません)

- 提出していない
- 1～4件
- 5～9件
- 10件以上

2-2 相続税申告においてe-Taxを利用したことがありますか？(必須)

- 利用したことがある。(画面3へ)
- 利用したことはないが、今後は利用する。(画面4へ)
- 利用したことはなく、今後も利用しない。(画面5へ)

次へ

(画面3)

3-1 相続税申告で e-Tax を利用したメリットをどのように感じていますか？(複数選択可)

※ その他のご意見・ご要望がある方は、本アンケートの最後の自由記載欄に入力してください。

- 利用者識別番号のみで送信が可能である。
- 財産取得者に署名を求める必要がない。
- 税務署への書類の郵送や、提出に行く必要がない。
- 財産取得者に係る本人確認書類の提示・写しの添付が不要である。
- 税務署の閉庁日・閉庁時間でも申告書を送信できる。
- 書類管理の電子化・ペーパーレス化ができる。
- 申告書送信前まで申告書の訂正が可能である。
- 特にメリットは感じていない。

3-2 今後の相続税申告で e-Tax を利用しますか？(必須)

- 今後も利用する。(画面7へ)
- 機能が改善されれば、今後も利用する。(画面7へ)
- 今後は利用しない。(画面5へ)

次へ

(画面4)

4 今まで相続税申告について、e-Tax を利用したことがない理由は何ですか？(複数選択可)

※ その他のご意見・ご要望がある方は、本アンケートの最後の自由記載欄に入力してください。

- 申告書を作成する機会がない(少ない)。
- 申告書を作成する会計ソフトを持っていない。
- 申告書を手書きで作成したい。
- 一部の申告書帳票について、イメージデータ(PDF形式)で提出する必要がある。
- 会計ソフトで作成した申告書を印刷後、添付書類と併せて提出したい。
- 全ての財産取得者の利用者識別番号の取得状況の確認に手間がかかる。
- 1回当たりの送信容量に制限があり、添付書類を複数回に分けて送信することが手間である。
- イメージデータ(PDF形式)に変換することが手間である。
- 財産取得者が書面による申告を希望する。

次へ(画面7へ)

(画面5)

5 相続税申告について、e-Tax を利用しない理由は何ですか？ (複数選択可)

※ その他のご意見・ご要望がある方は、本アンケートの最後の自由記載欄に入力してください。

- 申告書を作成する機会がない (少ない)。
- 申告書を作成する会計ソフトを持っていない。
- 申告書を手書きで作成したい。
- 一部の申告書帳票について、イメージデータ (PDF 形式) で提出する必要がある。
- 会計ソフトで作成した申告書を印刷して、添付書類と併せて提出したい。
- 全ての財産取得者の利用者識別番号の取得状況の確認に手間がかかる。
- 1 回当たりの送信容量に制限があり、添付書類を複数回に分けて送信することが手間である。
- イメージデータ (PDF 形式) に変換することが手間である。
- 財産取得者が書面による申告を希望する。

次へ (画面6へ)

(画面6)

6 今後、どのような利便性向上が図られれば、相続税の e-Tax を利用したいと思いますか？ (最大2つ選択可)

※ その他のご意見・ご要望がある方は、本アンケートの最後の自由記載欄に入力してください。

- e-Tax 未対応の領票を XML 形式で提出できるようにする。
- 評価明細書を XML 形式で提出できるようにする。
- 利用者識別番号の取得状況を確認する仕組みを簡便化する。
- 他税目と同様に即時通知から受信通知へ移行できるようにする。
- e-Tax 送信に関する Q&A を充実させる。
- 利便性向上が図られても利用しない。

次へ (画面8へ)

(画面7)

7-1 税理士の皆様のご意見・ご要望を踏まえ、相続税の e-Tax について、利便性を向上するための取組を進めています。次のうち、有効な取組であると評価できるものをお選びください。(複数選択可)

- e-Tax 未対応の申告書帳票について、添付書類と同様、イメージデータ (PDF 形式) で送信可能としたこと。【R3.10~】
- 通常期 (確申期以外) の e-Tax の受付日を土・日・休祝日に拡大したこと。【R4.4~】
- 税理士向けのリーフレットに利用者識別番号が不明な場合の確認方法を図示化したこと。【R4.6~】
- 添付書類を光ディスク等により提出可能としたこと。【R4.4~】
- 提出する添付書類を見直ししたこと。【R5.1~】
- 添付書類のイメージデータ送信容量を 8MB から 14MB に拡大 (予定) すること。【R5.5 予定】

7-2 相続税の e-Tax に関して利便性向上のために早期に改善すべきことは何ですか?
(最大2つ選択可)

※ その他のご意見・ご要望がある方は、本アンケートの最後の自由記載欄に入力してください。

- e-Tax 未対応の帳票を XML 形式で提出できるようにする。
- 評価明細書を XML 形式で提出できるようにする。
- 利用者識別番号の取得状況を確認する仕組みを簡便化する。
- 他税目と同様に即時通知から受信通知へ移行できるようにする。
- e-Tax 送信に関する Q&A を充実させる。

7-3 相続税の e-Tax に関する意見交換会 (参加者: 税理士・開発業者・国税当局) を企画することとした場合、出席を希望しますか? (税理士の皆様のニーズを確認する趣旨になります。)

- 希望する。
- 希望しない。

次へ (画面8へ)

(画面 8)

8 相続税の e-Tax に関するご意見・ご要望がありましたら入力してください。(自由記載欄：1,000 文字以内)

※個人情報(個人を推定し得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報)は入力しないでください。